

私的年金請求権の差押禁止債権性・再考

～新型コロナウイルス感染症と2019年民事執行法改正を契機に～

泉 裕 章

■ アブストラクト

新型コロナウイルス感染症の全国的蔓延が多くの国民から継続的な労務収入を奪ったという現実、継続的な不労収入である私的年金請求権の重要性を再認識させる契機となった。本稿は、私的年金請求権の差押禁止債権性に関する従来の議論が、必ずしもこうした現実を想定したものではなかったように思われるという問題意識の下、2019年民事執行法改正をも踏まえつつ、私的年金請求権の差押禁止債権性を巡る議論の再考を試みることを目的として考察を進める。

その結果、本稿は、差押禁止債権に関する民事執行法の立法経緯等も踏まえつつ、次のような私見を導いた。すなわち、民事執行法152条1項1号という「生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権」の要件該当性判断にあたっては、原則として、その時点における債務者の生活状況を考慮要素とすべきであり、問題となっている私的年金保険契約の目的・性質・経緯を考慮要素とすべきではない。また、こうした私見を前提とする場合、私的年金請求権の差押禁止債権性は、基本権（総体としての年金受給権）でなく、支分権（個々の年金請求権）のレベルで検討される必要がある。さらに、こうした議論を踏まえた保険実務上の留意点（差押情報管理の複雑化・長期化、債務者への情報提供、差押命令の取消しの申し出）についても指摘する。

■ キーワード

年金保険、生計、支分権

I. はじめに

1. 本稿の問題意識と目的

新型コロナウイルス感染症の全国的蔓延は、あらゆる面で、それまでの我々の生活を一変させたが、その対策の一環として、国民全員に対し、1人あたり10万円を給付するという政策¹が実行されたのは、記憶に新しい。つまり、それまでの間、順風満帆に、あるいは、少なくとも困ることなく平凡に、継続的な労務収入を得ていた多くの国民が、突如としてその労務収入を失うという驚くべき事態につき、我々は現実に目の当たりにすることとなったのである。反面、こうした経験は、継続的な不労収入の重要性を再認識させる契機になったかもしれない。この点、私的年金保険契約に基づく年金請求権(以下、単に私的年金請求権ということがある)は、継続的な不労収入の典型例の1つであるところ、前述の10万円が特別法²によって差押禁止財産とされているのと同様、民事執行法152条1項1号により、その差押禁止債権性が一般に承認されていると言ってよい³。しかしながら、筆者の見るところ、私的年金請求権の差押禁止債権性に関する従来の議論は、必ずしも、我々が目の当たりにした前述のような事態を想定したものではなかったように思われる。本稿は、こうした問題意識の下、私的年金請求権の差押禁止債権性を巡る議論につき、新型コロナウイルス感染症によって顕在化した現実を踏まえつつ、その再考を試みることを目的とするものである。折しも、直近の2019年民事

* 令和2年11月14日の日本保険学会関西部会報告による。
/ 令和2年11月9日原稿提出。

¹ 詳細については、参照、総務省ホームページ(以下のURL)。
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

² 令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律。

³ 鈴木忠一=三ヶ月章編『注解民事執行法(4)』(第一法規出版・1985年)518-519頁[五十部豊久執筆]、中野貞一郎=下村正明『民事執行法』(青林書院・2016年)677頁。ただし、香川保一監修『注釈民事執行法(第6巻)』(金融財政事情研究会・1995年)342頁[宇佐美隆男執筆]は、「私的年金契約[略]については、受給者の老後の生活を維持することに契約締結の動機があることは明らかであるが、それが直ちに「本号の生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権」にあたりと解することには疑問がある」と述べる。

執行法改正の結果、債権執行や差押禁止債権に関係する事項にも変化が見られたことから、再考のタイミングとしても、時宜に適っているのではないかと
と思われる。

2. 論述の要領

第1に、私的年金請求権の差押禁止債権性を巡って高裁レベルで争われた2件の裁判例につき、各原審を含めて振り返ったうえ、さしあたって小評を行う(Ⅱ)。第2に、これらの裁判例を巡って、保険法学、民事手続法学それぞれの立場から出された先行研究につき、Ⅱの小評との関係でどのような見解が示されているかを確認する(Ⅲ)。第3に、2019年民事執行法改正のうち、債権執行や差押禁止債権に関する改正事項を確認する(Ⅳ)。第4に、これらの事柄を前提に、新型コロナウイルス感染症によって顕在化した現実を踏まえた法的解釈論および保険実務上の留意点につき、考察を加える(Ⅴ)。最後に、まとめと今後の課題を述べる(Ⅵ)。

Ⅱ. 私的年金請求権の差押禁止債権性を巡る裁判例

私的年金請求権の差押禁止債権性を巡る裁判例としては、大阪高決平成13年6月22日判時1763号203頁(以下、原審を含めて第1事件という)と東京高決平成30年6月5日判時2413・2414号36頁(以下、原審を含めて第2事件という)がよく知られている。以下では、まず、各事件を振り返ったうえ、ごく簡単に小評を行うこととする。

1. 第1事件

a. 事実の概要

当時35歳のY(債務者=相手方)は、平成2年9月25日、Z生命保険会社(第三債務者)との間で、次のような内容の個人年金保険契約(以下、本件保険契約または本件年金保険契約という)を締結した。

- ・保険料 497万6211円(一括前払い)
- ・年金支払開始日 平成26年9月25日
- ・10年保証期間付終身保険(定額型)
- ・年金額 100万円
- ・保証期間中に死亡した場合は、その期間中の年金のうち、未払年金の現価が一時に支払われる。
- ・年金支払開始日前に死亡した場合は、死亡給付金が支払われる。
- ・保険契約者たるYは、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって契約を解約し、解約返戻金の支払いを請求することができる。

しかるに、X信用組合(債権者=抗告人)は、奈良地方裁判所に対し、本件年金保険契約の解約返戻金請求権の差押えを求めた。これに先立ち、Zは、仮差押事件の陳述書において、解約権の代位行使による解約ができることを前提とした回答をなしていた。また、平成12年10月26日現在の解約返戻金額(見込み)は783万0326円であったところ、この時点でYは46歳であり、年金支払開始日までには13年以上を残していた。

b. 原審・奈良地決平成13年5月30日金判1125号23頁(以下、単に奈良地決という)[申立て却下]

「1 本件保険契約は、個人年金保険であり、年金保険契約は、差押禁止財産として法定されていない生命保険契約と異なり、「債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権」であり、差押禁止債権である(民事執行法152条1項1号)。

2 しかし、解約返戻金請求権については、差押えを禁止する明文がないため、差押えをすることができるかが問題となる。

解約返戻金請求権は、保険契約者が解約権を行使することを条件として効力を生ずる権利であって、解約権を行使することは差し押さえた解約返戻金請求権を現実化させるために必要不可欠な行為である。したがって、差押命令を得た債権者が解約権を行使することができないとすれば、解約返戻金請

求権の差押えを認めた実質的意味が失われる結果となる(最高裁平成 11 年 9 月 9 日判決参照)。

そこで、債権者が個人年金保険契約を解約することができるか、すなわち、個人年金保険契約の解約権が一身専属的権利かどうかについて検討する。

思うに、保険契約における解約権が一身専属的権利であるか否かについては、一律に論ずるべきではなく、当該保険契約の種類や内容によって個別的に検討すべきであり、保険金受取人の生活保障あるいは社会保障の補完的意味合いがほとんどないものについてのみ、債権者代位の対象となると解される[以下、略]。

この点、個人年金保険契約は、社会保障の補完的意味合いは薄く、むしろ貯蓄的性格を有するため、その解約権も一身専属的権利ではなく、債権者代位権の対象となりうるとする考えもある。

しかし、本件個人年金保険は、個人年金保険普通保険約款において「老後の生活の安定を図ることを目的とした保険」と規定されていることや、差押禁止財産として法定されていない生命保険契約と異なり、個人年金保険は差押禁止債権とされている趣旨からすれば、その主な目的は、保険金受取人である老齢者の生活保障であると解される。

したがって、この個人年金保険の性質からすれば、その解約権も、もっぱら保険契約者の意思を尊重すべき行使上の一身専属的権利であると解さざるをえない。

3 したがって、債務者自身が解約した後であるならば格別、債権者が年金契約の解約権を代位行使することを前提する返戻金の差押えは、許されない。」

c. 抗告審・大阪高決平成 13 年 6 月 22 日判時 1763 号 203 頁(以下、単に大阪高決という)[原決定取消し・差戻し]

「(1) 本件年金保険契約の性質

ア [「a. 事実の概要」に関する記述であり、略]

イ 民事執行法 152 条 1 項に定める継続的給付に係る債権には、生命保険会

社等との私的年金契約による継続的収入も含まれるが、生計維持に必要な限度で、現に年金として支給が開始されているものに限られると解するのが相当である。けだし、差押禁止債権は、債務者の最低生活を保障するという社会政策的配慮に基づいて、その限りにおいて債権者の権利の実現を後退させて定められているものであるから、生活保障に最低限必要なもの以上に差押禁止の範囲を広げることは、一方的に債務者の責任を限定し、著しく債権者の権利を害することになるからである。

そこで、本件年金保険契約の性質について検討するに、上記認定の事実によれば、本件年金保険契約は、いわゆるバブル経済の最盛期に締結されたものであり、保険料に比して高額の年金保険が給付されること、保険料も一括前納されており、保険料総額は月払契約に比べて相当程度軽減されていることが認められるのであって、本件年金保険契約の普通保険約款に「老後の生活の安定をはかることを目的とした保険」との記載があることを考慮しても、まさに貯蓄目的の保険契約であると認められる。

(2) 本件年金保険契約の解約権の性質

上記認定・判断のとおり、本件年金保険契約は、貯蓄目的の保険契約であり、本来の年金保険の給付についても、そのすべてが差押禁止財産に当たるとは考えられない上、本件申立てにおいては、年金給付そのものではなく、年金開始日前の解約返戻金請求権を差押えの目的とするものである。そして、上記認定のとおり、本件年金保険契約上、解約権は年金開始日前であれば、いつでも行使することができるものであり、したがって、身分法上の権利などとは違い、解約権行使を保険契約者のみの意思にゆだねるべき事情はなく、行使上の一身専属的権利とは解されない。

そうすると、X は、条件付権利ではあるが、権利として特定がある本件年金保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた上、民事執行法 155 条の取立権に基づき解約権を行使することによって、自己の債権の満足を得ることができるというべきである。」

2. 第 2 事件

a. 事実の概要

X(債権者=抗告人)は Y(債務者=相手方)の母であり、平成 30 年 3 月 4 日、債務弁済契約公正証書の執行力のある正本に基づき、X の Y に対する損害賠償請求権等を請求債権とし、Y が保険契約(以下、本件保険契約という)に基づき、Z(第三債務者)に対して有する年金保険金(年金)支払請求権(以下、本件債権という)あるいは同保険契約が解約された場合には解約返戻金請求権を差押債権として、水戸地方裁判所土浦支部に対し、債権差押命令を申し立てた。

本件保険契約は、平成 22 年 3 月 30 日、Y の祖母が、Y を被保険者として、Z との間で締結した積立利率金利連動型年金(××型)保険契約である。

年金保険においては、保険料負担者と年金受取人が異なる場合、年金の支払いが確定した時点で、年金受取人は年金受給権を保険料負担者から贈与によって取得したものとみなされ、年金受給権評価額として贈与税額が算出されることとなるため、一時払保険料相当額を現金として贈与した場合よりも贈与税を圧縮することが可能となるものであり、本件保険契約も、前記内容を活用した贈与対策プランとして紹介されており、祖母に対しても、本件保険契約締結に際して前記内容が説明され、祖母は、Y を含む孫〇〇人を被保険者として、それぞれ前記内容の各保険契約を締結した。

本件保険契約の一時払保険料 7500 万円は祖母により一括で支払済みであり、平成 23 年 3 月 30 日から、毎年 3 月 30 日に、年額 257 万 2735 円が Y に支払われている。

Y は、本件保険契約に係る保険金支払開始時には 23 歳で、両親と同居しており、特に生計の維持のために本件保険契約に係る保険金の受給が必要な状況にはなかった。

その後、Y は、家族に反発して自宅を出て、アルバイトをするなどしているが、X が、本件債権の平成 29 年 3 月 30 日支払分について、その 4 分の 1 を差し押さえ、残り 4 分の 3 については、Y の口座に振り込まれたところを

差し押さえて年払保険料全額を回収し、平成 30 年 3 月 30 日支払分についても、同様に年払保険料全額を回収したが、Y は、特に異議を述べたり、振込口座を変更するなどしていない。

b. 原審・水戸地土浦支決平成 30 年 3 月 16 日判時 2413・2414 号 41 頁(以下、単に水戸地土浦支決という)[本件債権のうち、4分の3に相当する部分につき、申立て却下]

「一 X は、別紙差押債権目録[略]記載の年払保険金(年金)[以下、本件年金という]支払請求権については、4分の1の金員のみならず、本件年金の支払請求権の全部を差押債権として挙げ、本件差押命令の申立てをしている。

二 しかしながら、本件年金に係る債権は、「債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権」(民事執行法 152 条 1 項 1 号)に当たると認められ、その 4分の3に相当する部分は差押禁止債権に当たる。

これに対して、X は、本件年金に係る保険契約は、Y の祖母が、相続税対策の一環として、Y に生前贈与を行う目的で締結されたものであること、Y がアルバイトによって生計を立てており、本件年金がなければ生活を維持できない状況にはないこと等を主張して、本件年金は「生計を維持するために」支給を受けるものではない旨主張する。しかしながら、仮に上記契約が上記の目的で締結されたものであるとしても、本件年金が「生計を維持するために」支給を受けるものであることは直ちに否定されない。また、Y の収入等は明らかでないところ、単に Y がアルバイトをしているというだけでは、本件年金が「生計を維持するために」支給を受けるものであることは否定されない(なお、X は、Y の資力等につき、疎明資料の追加を行わない。)。

したがって、X の主張によっても上記の結論は左右されない。」

c. 抗告審・東京高決平成 30 年 6 月 5 日判時 2413・2414 号 36 頁 (以下、単に東京高決という) [原決定変更・本件債権の全額を差押え]

「民事執行法 152 条 1 項 1 号は、「債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権」について、4 分の 3 に相当する部分(その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分)について差押えを禁じているが、それは債務者及びその家族の最低限度の生活を保障するなどの社会政策的配慮に基づくものである。

ところで、前記のとおり、本件保険契約は、その継続的給付の形式が、年に一度、一定額が支払われるという年払のもので、その実質としても、もともと祖母が、その相続対策のために、Y に年金保険の形式で生前贈与したものであり、当時、Y は、両親の扶養の下にあり、特に生活に困窮するような状況にはなかったこと、現在の Y の生活状況は明確ではないが、本件保険契約に係る保険金を受給しなくとも、生活に困窮するような状況にあるとは思われないことに照らせば、本件債権は、民事執行法 152 条 1 項 1 号に定める債権に該当すると認めることはできず、本件債権の全額を差し押さえることができると解するのが相当である。」

3. 筆者小評

各事件の位置付けを簡単な整理表で示すと、次のとおりとなる。

	第 1 事件	第 2 事件
	年金支払開始前	年金支払開始後
差押禁止債権性を肯定	奈良地決	水戸地土浦支決
差押禁止債権性を否定	大阪高決	東京高決

この整理表から、次の 2 点が明らかとなる。第 1 に、両事件とも、執行裁判所において、私的年金保険契約に基づく債権の差押禁止債権性を肯定した後、執行抗告裁判所において、より詳しい審理を経てこれを否定したという

点で共通している。第2に、下線を施した奈良地決、大阪高決および東京高決においては、問題となっている私的年金保険契約の目的・性質・経緯を考慮要素としている一方(ただし、こうした事柄を考慮要素としていることの意義が第1事件と第2事件との間で異なる点につき、V-1-a(脚注26))、水戸地土浦支決においては、「仮に上記契約が上記の目的で締結されたものであるとしても、本件年金が「生計を維持するために」支給を受けるものであることは直ちに否定されない」と判示しており、少なくとも、問題となっている私的年金保険契約の目的・性質・経緯を重視していない。

Ⅲ. 先行研究の確認 — 筆者小評の視点から —

次に、第1事件および第2事件につき、保険法学、民事手続法学それぞれの立場から出された先行研究が、Ⅱ-3の筆者小評との関係でどのような見解を示しているかを確認する。

1. 保険法学の立場からの研究

Ⅱ-3で述べた2点に絞って注目した場合、保険法学は、その性格上、主として第2の点にその議論を集中させる。以下、敷衍する。

吉川栄一名誉教授は、第1事件の判例研究⁴(以下、吉川研究という)を公表している。Ⅱ-1、3で見たとおり、第1事件は、年金支払開始前における解約返戻金請求権が差押債権とされたところに、その特徴がある。一方、その2年ほど前には、生命保険契約の解約返戻金請求権に係る差押債権者が、その取立権(民事執行法155条1項)に基づき債務者たる保険契約者の有する解約権を自ら行使できるとして、第三債務者たる保険者を相手取って取立訴訟を提起した事件につき、「民事執行法153条により差押命令が取り消され、あるいは解約権の行使が権利の濫用となる場合は格別」という留保付きながら、

⁴ 吉川栄一「個人年金保険契約における解約返戻金の差押と解約権の行使」損害保険研究64巻2号207頁以下(2002年)。

この主張を認めた最一判平成 11 年 9 月 9 日民集 53 卷 7 号 1173 頁(以下、平成 11 年最判という)が出されていた。吉川研究は、こうした状況を踏まえ、当該留保との関係で、第 1 事件、特に大阪高決の意義を検討するが、大阪高決そのものの内容については、本件年金保険契約をして、「社会保障の補完的意味合いは薄く、むしろ財産形成を目的とした高率の金融商品の一種である」⁵と述べたうえで、「妥当な決定である」⁶と評する。

栗田達聡弁護士は、第 1 事件を題材にした研究成果⁷(以下、栗田研究という)を公表している。栗田研究は、第 1 事件の判断枠組みが平成 11 年最判のそれに完全に同調しているわけではないという分析を契機として、生命保険契約ないしその契約関係者の保護を念頭に、平成 11 年最判の判断枠組みに含まれない生命保険契約とはいかなるものかにつき、その試論を提示する。具体的には、問題となっている生命保険契約につき、次のような要素を総合判断して、生活保障型か貯蓄・利殖型かを分類することとし、前者に分類される生命保険契約の解約返戻金請求権については、その被差押適格を否定しようとする。①保険料払込方式が分割払込か一括前納か(後者の場合、余剰資金の貯蓄行為の傾向が強い)、②保険料払込期間が長期か短期か(後者の場合、一括前納に近い)、③保険契約締結時の保険契約者の年齢が若年か高齢か(後者の場合、保険料払込期間は短期になりやすく、余剰資金でもって保険に加入している可能性が高い)、④保険契約者と保険金受取人との関係が本人または親族か、それとも債権者や法人等の第三者か(後者の場合、生活保障を図ったとは言い難い)、⑤保険金額の決定方法(変額であれば、投機目的である)、⑥保険金支払方法が分割か一括か(前者の場合、年金の意味合いが強まる)、⑦保険契約の名称(保険契約締結時の保険契約者の意図を探るための指標となり得る)、⑧入院給付金等のオプションの有無等⁸。

⁵ 前掲注 4)216 頁。

⁶ 前掲注 4)216 頁。

⁷ 栗田達聡「生命保険債権をめぐる利害調整」保険学雑誌 608 号 113 頁以下(2010 年)。

⁸ 栗田・前掲注 7)123 頁。

このように、第1事件との関係において、保険法学は、私的年金保険契約の目的・性質・経緯につき、その位置付けないし捉え方に差異が見られるものの、要考慮要素と見る点では共通項を持っているように思われる⁹。

なお、第2事件について、現在のところ、保険法学の立場からの公表成果は見られていないようである。

2. 民事手続法学の立場からの研究

民事手続法学は、その性格上、全体として、**II-3** で述べた2点のいずれについても議論の対象としている。以下、敷衍する。

第1事件に関する先行研究としては、倉部真由美教授による判例研究¹⁰(以下、倉部研究という)が見られる。倉部研究は、大阪高決の結論に賛成、理由の一部に疑問として、その後の議論を展開するが、このうち、奈良地決について、およそ個人年金保険であれば差押禁止債権に該当する旨を判示しているという理解を前提に、「個人年金保険の貯蓄性を否定できないこと、民事執行法152条1項1号の典型例として、教会やその他の慈善団体からの慈善的な継続的な給付が挙げられていることを考慮すると、152条1項1号は将来の老後の生活保障まで含む趣旨ではなく、債務者等の現在の生活の拠り所となっている場合に限られると解するのが妥当であろう」¹¹と評している。

第2事件に関する先行研究としては、次のような業績が見られる。

内田義厚教授による判例研究¹²(以下、内田研究という)は、執行裁判所が、債権者の申立てに反して差押禁止債権であると認定できるか、その根拠は何かという点を中心に議論を展開する。内田研究は、この点を肯定的に解し、さらに、「私的年金契約に基づく年金請求権は、従来から継続的給付債権として差押禁止債権に該当するとの解釈が示され、これに対してはとくに異論が

⁹ その他、第1事件に関する裁判例分析として、塩崎勤「判批」民事法情報184号74頁以下(2002年)がある。

¹⁰ 倉部真由美「判批」ジュリ1276号159頁以下(2004年)。

¹¹ 倉部・前掲注10)160頁。なお、傍点は筆者による。

¹² 内田義厚「差押禁止債権の認定と差押禁止範囲変更 -東京高決平30.6.5の検討-」金法2119号58頁以下(2019年)。

ないとみられることからすれば、執行裁判所において差押禁止債権であると認定してよ」い¹³と述べたうえ、現にこうした認定を行った水戸地土浦支庁(Ⅱ-3で述べたとおり、少なくとも、私的年金保険契約の目的・性質・経緯を重視していない)に対して理解を示す¹⁴。

また、佐藤勤教授による判例研究¹⁵(以下、佐藤研究という)は、主として差押債権者の立場からの議論と見られ、民事執行法 153 条 1 項にいう債務者の「生活の状況その他の事情」に関する「有力説」¹⁶を梃子にして同法 152 条 1 項 1 号にいう「生計の維持」の意義を理解しようとする¹⁷。佐藤研究において、私的年金保険契約の目的・性質・経緯を要考慮要素と捉える考え方は、総じて希薄であるように見受けられる。

これに対し、渡部美由紀教授による判例研究¹⁸(以下、渡部研究という)は、第 1 事件、さらには、2019 年民事執行法改正にも言及したうえで、第 2 事件につき、示唆に富む議論を展開する。すなわち、渡部研究は、私的年金保険契約に基づく継続的収入の実質に照らして、民事執行法 152 条 1 項 1 号にいう「生計を維持するために」の要件をどの程度認定するかという問題につき、限定説(個別事案の継続的収入の目的・内容や債務者の事情等を総合的に考慮して、私的年金保険契約に基づく債権のうち生計維持に必要な場合に限って要件該当性を認める見解)と画一的認定説(執行裁判所および執行抗告裁判所の審理のあり方に着目し、このような契約に基づく債権について、類型的・画一的に要件該当性を認めたとうえで、具体的妥当性の調整を差押禁止債権の範囲の変更(民事執行法 153 条)に委ねる見解)が存することを紹介する¹⁹。そ

¹³ 内田・前掲注 12)60 頁。

¹⁴ 内田・前掲注 12)60-61 頁。

¹⁵ 佐藤勤「判批」銀行法務 21・851 号 32 頁以下(2020 年)。

¹⁶ この説につき、佐藤・前掲注 15)36 頁は、「債務者の生活状況は当然考慮すべきであるが、生活上の回復不可能な窮迫の状態に陥るおそれがあるまでの必要はなく、差押禁止制度が債務者の生活保障、生計維持のための保護制度であることから、現在の一般的な生活水準に照らして著しい支障を生ずるような場合を含むとする」と解説する。参照、鈴木=三ヶ月編・前掲注 3)539 頁[五十部執筆]、香川監修・前掲注 3)397 頁[宇佐美執筆]。

¹⁷ 佐藤・前掲注 15)36 頁。

¹⁸ 渡部美由紀「判批」判時 2440 号 122 頁以下(2020 年)。

¹⁹ 渡部・前掲注 18)123-125 頁。

のうえで、自らは、基本的に前者を支持しつつも、執行裁判所における実際上の判断の便宜に配慮し、「生活保障という私的年金の本来的目的に鑑み、私的年金契約に基づく年金請求権が形式的には1号債権に該当するとしても、債権者が当該保険契約の目的等を含め債務者の生計維持に必要でないことを疎明した場合には、執行裁判所は、債権者の申立てに従って差押命令を発してもよいのではないだろうか。これに対して、債務者に不服がある場合には執行抗告により対応すべきである。他方、申立てにおいて、当該私的年金が債務者の生計維持に必要であるかどうか不明である場合には、原則に従って、差押禁止債権とし、債権者からの執行抗告を待つことになるう」²⁰と述べる。結論として、渡部研究は、東京高決の判断を支持する²¹。

このように、論者によってやや温度差が見られるものの、民事手続法学においては、II-3の第1の点につき、渡部研究にいう画一的認定説の有用性が認知されていること(実際、第1事件および第2事件とも、こうした考え方に符合する経過を辿っている)、同じく第2の点につき、私的年金保険契約の目的・性質・経緯の要考慮要素性は一定程度承認されていることが見て取れる。

IV. 2019年民事執行法改正

2019年民事執行法改正では、債権執行や差押禁止債権との関係でも重要な変化が遂げられた。以下、本稿に必要な限りで概観する。

1. 差押禁止債権の範囲の変更に関する手続きの教示

民事執行法153条は、具体的な事案における不都合を避けるべく、債務者が、差押禁止債権の範囲の変更を申し立てることができるという制度を定めている。しかし、債務者の中には、法的な知識に乏しい者が多数含まれており、この制度の存在が十分に認知されていないことを原因の1つとして、こ

²⁰ 渡部・前掲注18)125頁。なお、傍点は筆者による。

²¹ 渡部・前掲注18)125頁。

の制度は、十分に活用されていないとの指摘がなされていた。実際、東京地方裁判所民事執行センターにおける平成 29 年の同申立てに係る事件の既済件数は、わずか 16 件とのことである²²。

そこで、改正後民事執行法 145 条 4 項は、裁判所書記官が、差押命令を債務者に送達するに際し、差押禁止債権の範囲の変更を申し立てることができる旨を債務者に対して教示しなければならない旨を新たに定めた。この教示は、差押債権の種類や債務者の属性にかかわらず、一律に要求される²³。

2. 金銭債権の取立権の発生時期

民事執行法 153 条が定める差押禁止債権の範囲変更申立ての制度が活用されていない原因のもう 1 つとして、金銭債権の取立権の発生時期に関する問題が指摘されていた。すなわち、金銭債権に対する債権執行事件においては、債権差押命令が債務者に送達された日から 1 週間が経過すれば、債権者に当該金銭債権の取立権が発生するとされているところ(改正前民事執行法 155 条 1 項)、債務者において、当該 1 週間のうちに差押禁止債権の範囲変更申立てを行うことは事実上困難であるとの指摘である。

そこで、改正後民事執行法 155 条 2 項は、差押えの対象が同法 152 条 1 項各号に掲げる債権等である場合には、当該債権の取立権の発生時期を後ろ倒しにし、債務者に対して差押命令が送達された日から 4 週間を経過したときと定めた。

3. 債権執行事件の終了(差押債権者による届出と差押命令の取消し)

債権執行事件が終了するためには、差押債権者が、取立て完了の旨を執行裁判所に届け出るか、申立ての取下げを行う必要があるが、実際には、これらの対応がなされずに漫然と放置されたままの事件が多数発生している。こ

²² 今井和男=太田秀哉編著・有賀隆之=池田綾子=大野徹也=成田晋司『令和元年改正民事執行法 実務解説 Q&A』(商事法務・2020 年)211 頁(脚注 1)[成田晋司執筆]。

²³ 内野宗揮編著・吉賀朝哉=松波卓也『Q&A 令和元年改正民事執行法制』(金融財政事情研究会・2020 年)334 頁。

の点、平成 29 年の司法統計によれば、債権執行事件の未済件数 9 万 2764 件のうち、申立てから 2 年以上経過したものは、3 万 5118 件(約 38%)に上ることである²⁴。こうした状況は、第三債務者にとっても執行裁判所にとっても大きな負担となっている。

そこで、改正後民事執行法 155 条は、差押債権者が第三債務者から支払いを受けたときは直ちにその旨を執行裁判所に届け出なければならないことに加え(同条 4 項)、金銭債権の取立権の発生日から、第三債務者からの支払いを受けることなく 2 年を経過したときは、その旨を執行裁判所に届け出なければならない、さらに、その後も、最後に届出をした日から、第三債務者からの支払いを受けることなく 2 年を経過したときは、その旨を執行裁判所に届け出なければならないこととした(同条 5 項)。そのうえで、同条は、これらの届出義務が生じた後 4 週間以内にこれらの届出がされないときは、執行裁判所は、職権で、差押命令を取り消すことができることとした(同条 6 項)。この点、第三債務者が執行裁判所に対して差押命令の取消しを求める旨を申し出た場合、これは、取消決定についての職権発動の促しに当たると理解し得る²⁵。

V. 考 察

II～IVを前提に、新型コロナウイルス感染症によって顕在化した現実を踏まえた法的解釈論および保険実務上の留意点につき、以下、考察を加える。

1. 法的解釈論

a. 新型コロナウイルス感染症の全国的蔓延から得られる仮説

I-1 で述べたように、新型コロナウイルス感染症の全国的蔓延は、多くの国民から継続的な労務収入を奪い去った。しかも、それまでの間、順風満帆

²⁴ 内野編著・吉賀=松波・前掲注 23)353 頁。

²⁵ 内野編著・吉賀=松波・前掲注 23)359 頁。

に、あるいは、少なくとも困ることなく平凡に、継続的な労務収入を得ていた国民も含めて、である。逆に言えば、我々は、継続的な不労収入の重要性を再認識させられたとも言えよう。

理解の便宜のため、第2事件のYを例に取って考える。東京高決は、本件保険契約の実質が祖母の相続対策であること(以下、判示事項(i)という)、係争時点におけるY(自宅を出てアルバイトをしていた由)の生活状況は明確ではないものの、本件保険契約に係る保険金を受給しなくとも、生活に困窮するような状況にあるとは思われないこと(以下、判示事項(ii)という)等に鑑み、本件債権の差押禁止債権性を否定したのであった。ここで、Yが今回の新型コロナウイルス感染症の全国的蔓延の渦中にあつたという事情を仮定的に追加してみよう。想起されるのは、Yにおいて、それまで従事していたアルバイトによる労務収入の道が絶たれ、その後の生計維持を本件債権に頼らざるを得ないという状況である。この場合、本件債権の差押禁止債権性は肯定される方向に傾くという考え方が生じて、あながち不思議ではなからう。このように想起した場合、判示事項(i)は何のために存在するのか(必要不可欠の判示事項なのか)、また、判示事項(ii)につき、「Yの生活状況は明確ではない」という認定では不十分なのではないか、という疑問が生じることとなる。

こうした観点から、あらためて第1事件および第2事件の各決定を振り返ると、特に、東京高決の判示事項(i)との関連で、差押禁止債権性を否定した両高決だけでなく、差押禁止債権性を肯定した奈良地決についても、問題となっている私的年金保険契約の目的・性質・経緯を重要な考慮要素として
いることが見て取れる²⁶。確かに、このうちの東京高決においては、債務者たるYの生活状況をも総合的に考慮したうえで、結論を導いている(判示事項

²⁶ これに関連して、第1事件と第2事件とでは、私的年金保険契約の目的・性質・経緯を考慮要素としていることの意義が異なる点、留意を要する。すなわち、年金支払開始前の債権が問題となった第1事件では、主として、当該債権を具体化させるための解約権が一身専属的権利に当たるかどうかという観点から考慮要素とされたのに対し、年金支払開始後の債権が問題となった第2事件では、専ら、当該債権が差押禁止債権に当たるかどうかという観点から考慮要素とされた。参照、判タ1103号72頁。

(ii))。しかしながら、これとて不十分であることは前述のとおりであり、むしろ、考慮の比重は、判示事項(ii)よりも判示事項(i)のほうに重きが置かれているように見て取れる。さらに、先行研究においても、問題となっている保険契約の目的・性質・経緯を考慮要素とすべきことを肯定する見解は少なくない(Ⅲ-1の吉川研究および栗田研究(ただし、後者は本稿と論点を異にする)、Ⅲ-2の倉部研究および渡部研究を参照)。

両事件の各決定および先行研究の状況は以上のとおりであるが、前述の仮定的検討によれば、民事執行法152条1項1号にいう「生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権」の要件該当性判断にあたっては、原則として、その時点における債務者の生活状況を考慮要素とすべきであり、問題となっている私的年金保険契約の目的・性質・経緯を考慮要素とすべきではないという仮説が導かれる。そして、こうした仮説による限り、水戸地土浦支決が、ごく簡単ながら、「仮に上記契約が上記の目的で締結されたものであるとしても、本件年金が「生計を維持するために」支給を受けるものであることは直ちに否定されない」と判示している点、まことに正当であることとなる。

以下、こうした仮説の正当性につき、さらに考察を進める。

b. 「生計を維持するために支給を受ける継続的給付」をどう読むか

そもそも、民事執行法152条1項1号の「生計を維持するために支給を受ける継続的給付」という文言は、どのように読まれるべきなのであろうか。しばしば指摘されるように、「差押禁止債権は、法適用の明確性、画一性の必要性に応じて法定されて」いる²⁷。とは言え、この文言に解釈の余地(あるいは、法適用の柔軟性と言い換えることができるかもしれない)が存することは否定できない。以下、敷衍する。

²⁷ 渡部・前掲注18)123頁。

(1) アメリカ内国歳入法典

比較対象として、アメリカ内国歳入法典における差押禁止債権を取り上げてみよう。同法典 6334 条 a 項は、租税徴収の場面における差押禁止財産を定めているところ²⁸、その第 6 号は、次のとおり、ある種の年金を指定している²⁹。

第 6 号 次に掲げる年金

鉄道退職法に基づく年金、鉄道失業保険法に基づく受益、陸海空軍及び沿岸警備隊の榮譽名簿にその氏名が掲載された者の受け取る特別年金、合衆国法第 10 編第 73 章に基づく退職者又は従業員拠出年金

このように、第 6 号は、具体的な種類を明示する形で差押禁止財産たる年金を指定している。こうした指定の方法による場合、原則として、ある年金が同号にいう年金に含まれるか否かにつき、複雑な解釈問題は生じない。例えば、2007 年のある裁判例³⁰は、Simplified Employee Pension Individual Retirement Account と呼ばれる従業員年金資産が同号に含まれない旨につき、ごく短い判決文によって結論付けている。

(2) 民事執行法 152 条 1 項 1 号の解釈の余地および選択肢

こうして、アメリカ内国歳入法典との比較によれば、日本の民事執行法 152 条 1 項 1 号が相対的に柔軟な性質を備えていると考えることは、十分

²⁸ 租税徴収の場面における差押禁止財産の問題を包括的に検討した研究として、谷川秀昭「差押禁止財産に関する考察」税大論叢 57 号 63 頁以下(2008 年)。

²⁹ 日本語訳は筆者による。なお、原文は次のとおり。

(a) Enumeration

There shall be exempt from levy-

(6) Certain annuity and pension payments

Annuity or pension payments under the Railroad Retirement Act, benefits under the Railroad Unemployment Insurance Act, special pension payments received by a person whose name has been entered on the Army, Navy, Air Force, and Coast Guard Medal of Honor roll (38 U.S.C. 1562), and annuities based on retired or retainer pay under chapter 73 of title 10 of the United States Code.

³⁰ *U.S. v. Citigroup Global Markets, Inc.*, 569 F.Supp.2d 708 (2007).

に可能であるように思われる。そうすると、次に問題となるのは、「生計を維持するために支給を受ける継続的給付」の傍点部分をどう読むかであろう。この「ために」という文言は、多義的であり得る。すなわち、1つには、「生計を維持する目的の下に支給を受ける(こととした)継続的給付」と読む考え方(以下、考え方(i)という)がある。この場合、問題となっている私的年金保険契約の目的・性質・経緯を考慮すべきことは、むしろ当然の事理と言えよう(「こととした」まで付加して読むとするならば、この事理は一層当然となる)。もう1つには、「(現在の)生計を維持するのに必要不可欠³¹なものとして支給を受ける継続的給付」と読む考え方(以下、考え方(ii)という)がある。この場合、考慮すべき要素は、あくまでもその時点における債務者の生活状況ということになる(「現在の」まで付加して読むとするならば、この事理は一層明確となる)。

(3) 立法経緯

この点、立法経緯については、次のとおりとされる。すなわち、民事執行法 152 条 1 項 1 号は、旧民事訴訟法 618 条(明治 23 年法律第 29 号)1 項 1 号「法律上ノ養料」および 2 号「債務者ガ義捐建設所ヨリ又ハ第三者ノ慈恵ニ因リ受クル継続ノ収入、但債務者及ビ其家族ノ生活ノ為メ必要ナルモノニ限ル」を受け継ぐものである³²。また、このうちの「法律上ノ養料」については、「民法 877 条以下に定める扶養料請求権のみを意味し、契約や遺言による扶養料請求権については差押制限は及ばないと限定的に解釈されていたようである³³。そのうえで、こうした立法経緯を踏まえた解釈論として、「新法[民事執行法 152 条 1 項 1 号]においてはそれが扶養契約の実質を有する限り³⁴、同号の適用があるという説明もなされる。

³¹ ここでは、「[民事執行]法 152 条 1 項 1 号の「生計の維持」について、詳細に論じた文献はない」(佐藤・前掲注 15)36 頁)ことを前提として、さしあたり「必要不可欠」という文言を用いた。この点に関連し、参照、佐藤研究に関する前掲注 16)。

³² 鈴木=三ヶ月編・前掲注 3)516 頁[五十部執筆]。

³³ 香川監修・前掲注 3)342 頁[宇佐美執筆]。

³⁴ 香川監修・前掲注 3)342 頁[宇佐美執筆]。傍点は筆者による。

こうした立場に立った場合、私的年金保険契約に基づく年金請求権の差押禁止債権性についても、「契約の目的が私的扶養ないし債務者及びその(同居)家族等の生活維持の目的のためになされる」³⁵ことが前提となる。

(4) 仮説の検証

以上を踏まえて、民事執行法 152 条 1 項 1 号にいう「生計を維持するために支給を受ける継続的給付」の解釈論の仮説(V-1-a)を検証する。

第 1 に、特に民事手続法学において、私的年金保険契約の目的・性質・経緯の要考慮要素性が一定程度承認されているのは、現行条文の文言解釈からの帰結というよりも、むしろ立法経緯からの帰結であるように見受けられる。しかし、反面として、旧民事訴訟法 618 条 1 項 1 号にいう「法律上ノ養料」の解釈が限定的になされてきたにもかかわらず、新法たる民事執行法 152 条 1 項 1 号に至って、その解釈は拡大的になされることとなった(V-1-b-(3))。そうすると、解釈論を展開するにあたって、立法経緯が尊重されるべきことは当然としても、そのことゆえに、時代の要請に即した合理的解釈が必ずしも全否定されるわけではないという事理は、民事執行法 152 条 1 項 1 号にも妥当すると考えて差し支えないように思われる。

そこで、第 2 に、差押禁止債権について定めた民事執行法 152 条の趣旨から検証を加える。同条は、「社会政策的考慮や公益上の見地に基づき、差押禁止債権の種類を定めるとともに、差押許容範囲を限定し、債務者の最低限度の生活を保障する。これは、立法者が、債権者の権利実現という制度内在的要請と債務者の最低生活保障の確保という要請の調整を図った結果を示すものである」³⁶。一方、問題となっている私的年金保険契約の目的・性質・経緯とその時点における債務者の生活状況との相関関係を表にまとめると、次のように整理することができる。

³⁵ 香川監修・前掲注 3) 342 頁[宇佐美執筆]。

³⁶ 渡部・前掲注 18) 123 頁。

	私的年金保険契約の目的・性質・経緯	
	生活保障	貯蓄等
生活困窮 ³⁷ あり	差押禁止債権性を肯定	B
生活困窮なし	A	差押禁止債権性を否定

問題は、A欄、B欄のそれぞれに「肯定」「否定」のいずれを入れるべきかである。一方で、同条の趣旨に鑑みれば、A欄には「否定」を入れなければならないと考えられる。なぜなら、債務者に生活困窮の状況が見られないにもかかわらず差押禁止債権性を肯定すると、「債権者の権利実現という制度内在的要請」を不当に侵害してしまうことになるからである。こうした中で、私的年金保険契約の目的・性質・経緯をあまりにも重視し過ぎてしまえば、奈良地決のように「肯定」を入れてしまうことになりかねない(差押禁止債権性を必要以上に広くし過ぎることとなる)。他方で、同条の趣旨を踏まえれば、B欄には「肯定」を入れるべきであるように思われる。そこで問題となっているのは、憲法 25 条にいう「健康で文化的な最低限度の生活」³⁸をも想起させるような、「債務者の最低生活保障の確保という要請」なのであって、私的年金保険契約の目的・性質・経緯が貯蓄等であったからと言って、それ以外に最低生活保障の確保手段を持たない状況に陥った当該債務者に対し、引き続いて生活困窮を甘受させるだけの根拠となり得ないのではなかろうか(差押禁止債権性を必要以上に狭くし過ぎることとなる)。こうした理解に対しては、例えば、債務者がたまたま何らかの債権を有している場合に、当該債権の性質ないし方式がたまたま継続的なものか一回的なものかによって結論が大きく変わるのは、著しく不合理であるといった批判があり得よう³⁹。しかし、民事執行法 152 条 1 項 1 号は、この点につき、明確に「継続的給付」と謳っている以上、議論と

³⁷ 参照、前掲注 31) および 16)。

³⁸ 傍点は筆者による。

³⁹ 参照、渡部・前掲注 18) 125 頁。

しては成り立ちにくいように思われる。

以上の検証によれば、**V-1-a** で示した仮説には、正当性が認められるものと考える。すなわち、民事執行法 152 条 1 項 1 号にいう「生計を維持するために支給を受ける継続的給付」の解釈は、**V-1-b-(2)**における考え方 (i) でなく、考え方 (ii) を基本とすべきこととなる。

(5) 支分権への着目の必要性

以上の仮説(以下、私見という)を前提にした場合、1 つ留意しておくべき点がある。それは、私的年金請求権の差押禁止債権性を検討するにあたって、基本権たる総体の年金受給権のレベルで検討するのではなく、支分権たる毎年個々の年金請求権のレベルで検討する必要があるという点である。

すなわち、私見は、その時点における債務者の生活状況を考慮要素として、民事執行法 152 条 1 項 1 号の要件該当性を判断しようとする。この点、新型コロナウイルス感染症の全国的蔓延によって明らかになったように、債務者の生活状況は刻々と、あるいは、突如として変わり得る。したがって、基本権を念頭に 1 つの定点でその状況を判断するのは適切でなく⁴⁰、支分権を念頭に複数の定点でその状況を判断する必要があることとなる。例えば、年金支払期間 10 年(期始払い。支払初年度を第 1 年度という)の私的年金保険契約を考えた場合、仮に、第 1 年度の支分権の差押禁止債権性が否定されたとしても、第 2 年度のそれが否定されるとは限らない。第 1 年度の後半、新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延し、第 2 年度開始の時点で、債務者(年金受取人)が生活困窮に陥っていたとすれば、私見では、第 2 年度の支分権の差押禁止債権性は肯定されることとなる。同様の考え方は、第 3 年度から第 10 年度までの各支分権にも当て

⁴⁰ 私的年金保険契約の目的・性質・経緯を考慮要素とする場合、それ自体は各支分権に共通のものであることから、論理的には、基本権を念頭に置いた判断に行き着くこととなる。

はまる。

私見のこうした帰結に対しては、債権者、債務者、第三債務者、執行裁判所のいずれの立場から見ても、差押実務が極めて煩雑になるという批判があり得よう。確かに、筆者としても、こうした煩雑さを否定することはできない。しかし、前述のとおり、民事執行法 152 条の趣旨は、「債権者の権利実現という制度内在的要請と債務者の最低生活保障の確保という要請の調整」⁴¹なのであって、この趣旨の重大性に鑑みれば、本来的に、こうしたきめ細やかさが求められて然るべきではなかろうか(もつとも、仮に私見によらずとも、債権者が毎年、支分権を差押債権とする差押命令申立てを行えば、現状においても、上の帰結と同様の事態が起こり得る)。さらに言えば、民事執行法は、そもそも当初から、具体的な利害調整の必要性を正面から認めて差押禁止債権の範囲変更申立ての制度を設け(同法 153 条)、しかも、2019 年民事執行法改正は、この制度の利便性を向上させるに至ったのである(IV-1、2)。そうだとすれば、差押実務の煩雑さを根拠とした批判は当たらないということになる。

2. 保険実務上の留意点

これまでの議論を踏まえて、第三債務者たる保険者としては、実務上、どのような点に留意すればよいだろうか。ここでは、2つの観点からの留意点、具体的には、第1に、確認の意味を込めて、2019年民事執行法改正を踏まえた留意点、第2に、債務者、すなわち、保険契約関係者の保護に資する留意点について述べる。

a. 2019年民事執行法改正を踏まえた留意点

IVで見たように、2019年民事執行法改正では、債務者保護が強化された。すなわち、差押禁止債権の範囲変更申立ての制度に関する債務者への教示の

⁴¹ 前掲注 36)。

仕組みが新設され(IV-1)、かつ、同法 152 条 1 項各号に掲げる債権等の場合、その取立権の発生時期につき、債務者に対して差押命令が送達された日から 4 週間経過時とされた(IV-2)。

したがって、私的年金請求権においては、単なる建前でなく、現実問題として、それが差し押さえられた旨の情報の管理が複雑化かつ長期化することとなる。すなわち、私的年金請求権を差押債権とする差押命令が第三債務者たる保険者に送達された場合、その後、少なくとも(債務者に対する差押命令送達の日から)4 週間、債権者から取立権の行使に接することがないだけでなく、その間、差押禁止債権の範囲変更申立てがなされたことを受けた通知(民事執行法 153 条 3 項)、あるいは、同申立ての結果として、差押命令の全部若しくは一部の取消し(同条 1 項)の通知に接することが想定される。

さらに、現在取り扱われている私的年金保険契約の多くが、年金支払開始前において死亡保険契約(保険法 38 条)の性質も兼ね備えていることを踏まえ、2019 年民事執行法改正に関する上の留意点に加えて、差押債権者による死亡保険契約の解除通知時の介入権(同法 60 条)に関する問題を考慮した場合、次の整理表のとおり、その複雑さは一層強調される。

	年金支払開始前の 私的年金請求権差押え	年金支払開始後の 私的年金請求権差押え
私的年金請求権の 取立権の発生時期	?	4 週間経過時
私的年金保険契約の 解除の効力発生日	1 か月経過日	解除通知時

上の整理表のうち、「?」を施した箇所はどうなるのであろうか。年金支払開始前の私的年金請求権とは、實際上、当該私的年金保険契約の解約返戻金請求権である。民事執行法の 2019 年改正前において、金銭債権の取立権の発生時期は、当該金銭債権の性質にかかわらず、一律、債務者に対して差押命令が送達された日から 1 週間経過時であった。しかし、2019 年改正により、

同法 152 条 1 項各号に掲げる債権等に限って、その取立権の発生時期が 4 週間経過時とされたため、実際上は解約返戻金請求権に過ぎない年金支払開始前の私的年金請求権が同法 152 条 1 項 1 号に掲げる債権に当たるかどうかの問題となる。

この点、同法 155 条 2 項において取立権の発生時期が 4 週間経過時とされる「差し押さえられた金銭債権が第 152 条第 1 項各号に掲げる債権[略]である場合」とは、結局、その差押禁止債権性が肯定され、当該債権の残り 4 分の 1 に相当する部分が差し押さえられた場合のことを指すと見得るから、第 1 事件の大阪高決のように、(理由付けの是非はともかくとして)その差押禁止債権性を否定する考え方に基つけば、「？」を施した箇所には「1 週間経過時」が入ることとなる。もっとも、IV-1 で見たように、差押禁止債権の範囲変更申立ての制度に関する債務者への教示は、差押債権の種類や債務者の属性にかかわらず、一律に要求されるから、「？」を施した箇所には「1 週間経過時」が入ると単純に割り切ってよいかどうか、若干の躊躇が残るとともに、例えば、栗田研究(III-1)のような考え方を梃子にして差押禁止債権性肯定の余地を認める立場が現れた場合であっても、当該立場と差押実務との整合性は十分に図られることとなる⁴²。

b. 債務者(保険契約関係者)の保護に資する留意点

第三債務者たる保険者としては、可能な限り、債務者たる保険契約関係者の保護を図るべきであるという思想に立つならば、私的年金請求権に関する債権執行事件が未済である場合(IV-3 で見たように、未済件数は相当数に上る)において、次のような保険実務を実行することが考えられる。

⁴² なお、栗田研究は、大阪高決が、民事執行法 152 条 1 項 1 号にいう「継続的給付に係る債権」は「現に年金として支給が開始されているものに限られる」と解していることを批判する(栗田・前掲注 7)119-120 頁)。この点、問題となっている保険契約が私的年金保険契約でなく、例えば、単純な終身生命保険契約であったとしても、年金支払特約の中途付加によって容易に「年金化」できることに鑑みると、栗田研究の見解には、差押禁止債権の明確性・画一性の要請(前掲注 27))と相容れない面があり、私見は同見解に賛同できない。この点に関して大阪高決を支持する見解として、中野=下村・前掲注 3)677 頁。

第1に、私見(V-1-b-(4)(5))を前提とした場合、第三債務者たる保険者は債務者たる保険契約関係者(年金受取人)に対し、支分権たる毎年個々の年金請求権の発生時期が近づいてくる都度、自ら積極的に、差押禁止債権の範囲変更申立ての制度に関する事実上の教示を行うことが考えられる。すなわち、改正後民事執行法145条4項に基づく教示は、裁判所書記官が、差押命令を債務者に送達するに際して行われるものであり(IV-1)、その後、当該債権執行事件が長期にわたって未済であったとしても、法律上、再度の教示が行われるわけではない。したがって、支分権を念頭に複数の定点で債務者の生活状況を判断すべきであるとする私見による限り、教示は、差押命令の債務者への送達時だけでは十分でなく、事実上のものであってもよいから、毎年の支分権の発生時期ごとに行われる必要があることとなる。

第2に、私見の採否にかかわらず、私的年金請求権の取立権の発生日から2年を経過した未済の債権執行事件が存する場合、第三債務者たる保険者は執行裁判所に対し、差押命令の取消しを求める旨を申し出て、取消決定についての職権発動を促すことが考えられる(IV-3参照)。これにより、保険者としては、債務者たる保険契約関係者(年金受取人)の私的年金請求権を差押えから解放させることができるとともに、自らも、長期にわたる債権執行事件の管理から解放されることとなる。

もっとも、上の第1、第2、いずれの点についても、実際にこうした実務を実行するとすれば、当該保険者における全保険契約者が拠出した保険料を財源として、相応の労力が必要となることから、こうした実務の採否には慎重さも求められよう。

VI. まとめと今後の課題

以上、本稿は、新型コロナウイルス感染症の全国的蔓延によって再認識させられた継続的な不労収入の重要性に鑑み、2019年民事執行法改正をも踏まえつつ、私的年金請求権の差押禁止債権性を巡る議論の再考を試みた。

具体的には、次のとおりである。すなわち、大阪高決平成 13 年 6 月 22 日判時 1763 号 203 頁および東京高決平成 30 年 6 月 5 日判時 2413・2414 号 36 頁(各原審を含む)を基本的な題材として整理し(Ⅱ)、各事件を踏まえた先行研究(保険法学、民事手続法学)の状況(Ⅲ)および 2019 年民事執行法改正の内容(Ⅳ)を確認した。その後、新型コロナウイルス感染症によって顕在化した現実に沿うべく、民事執行法 152 条 1 項 1 号にいう「生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権」の要件該当性判断にあたっては、原則として、その時点における債務者の生活状況を考慮要素とすべきであり、問題となっている私的年金保険契約の目的・性質・経緯を考慮要素とすべきではないという仮説を導いた(V-1-a)。そのうえで、アメリカ内国歳入法典との比較法を梃子にして同号の解釈上の柔軟性を論じ(V-1-b-(1)(2))、私的年金保険契約の目的・性質・経緯を考慮要素とする従来の議論は、主として立法経緯からの帰結と考えられるものの、時代の要請に即した同号の解釈が必ずしも全否定されるわけではないことを説いた。その結果、「債権者の権利実現という制度内在的要請と債務者の最低生活保障の確保という要請の調整」⁴³という民事執行法 152 条の趣旨に鑑みて下表のように整理し、仮説の正当性を論証した(V-1-b-(3)(4))。併せて、こうした仮説(私見)を前提とする場合、私的年金請求権の差押禁止債権性は、基本権たる総体の年金受給権のレベルで検討されるのではなく、支分権たる毎年個々の年金請求権のレベルで検討される必要があることを述べた(V-1-b-(5))。さらに、こうした議論を踏まえた保険実務上の留意点(①第三債務者たる保険者において、私的年金請求権が差し押さえられた旨の情報の管理が複雑化かつ長期化すること、②毎年の支分権の発生時期ごとに、保険者自ら、差押禁止債権の範囲変更申立ての制度に関する事実上の教示を行うことが考えられること、③保険者は執行裁判所に対し、差押命令の取消しを求める旨を申し出ることが考えられること)についても言及した(V-2)。

⁴³ 前掲注 36)。

	私的年金保険契約の目的・性質・経緯	
	生活保障	貯蓄等
債務者に生活困窮あり	差押禁止債権性を肯定	差押禁止債権性を肯定
債務者に生活困窮なし	差押禁止債権性を否定	差押禁止債権性を否定

本稿は、以上のように、私的年金請求権の差押禁止債権性を巡る議論の再考の結果として、1つの結論を導き出した点で、一定の意義を有するものと考えている。

もともと、本稿が取り上げた議論は未だ十分に深掘りされているわけでないことも相俟って、本稿の示した結論が果たして論者に受け容れられるかについては何らの保証もない。本稿が議論の深掘りに向けた叩き台になることを望むとともに、裁判例の蓄積を期待しつつ、筆者自身がさらに議論の深掘りを進めていくことが今後の課題である。

(筆者は住友生命保険相互会社勤務、博士(法学))